

県外で定期予防接種を希望する場合

鏡野町に住民票がある方が、やむを得ない理由（里帰りや県外の医療機関に入院中など）で県外での接種を希望される場合には、役場健康推進課で手続きが事前に必要となります。

＜対象となる予防接種＞

子どもの 定期予防接種	＊ヒブ（インフルエンザ菌b型） ＊小児用肺炎球菌 ＊4種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ） ＊BCG ＊麻しん風しん混合（MR） ＊麻しん ＊風しん ＊日本脳炎 ＊2種混合（ジフテリア・破傷風） ＊3種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風） ＊ポリオ ＊HPV（ヒトパピローウイルス感染症） ＊水痘 ＊B型肝炎 ＊ロタウイルス
高齢者の 定期予防接種	＊高齢者インフルエンザ ＊成人用肺炎球菌

***** 県外接種の手続き方法 *****

1) 県外で予防接種を希望する場合、接種が受けられるかどうかの確認

- ①一時的に滞在される住所先の予防接種担当課へ、接種希望の医療機関で予防接種ができるかどうか確認してください。
- ②接種可能な場合は、下記の手続き（接種に対する依頼書発行手続き）が必要となりますので、健康推進課 保健師までご連絡ください。

★接種を希望する場合は、2週間前にはお知らせください。（依頼書発行に時間を要します。）

2) 申請手続き

印鑑、母子健康手帳（接種者が子どもの場合）を持参のうえ、健康推進課へお越しください。

① 「予防接種依頼書発行申請書」の記入

予防接種により、健康被害が生じた場合に鏡野町が救済の責任を負うことになります。そのことを滞在先の市町村（または接種医療機関）に伝えるために必要な書類になります。

② 予防接種依頼書の発行

滞在先の市町村（または医療機関）へ「予防接種依頼書」を、提示してください。
（※市町村によっては、直接役場予防接種担当者から送付する場合があります。）

＜医療機関で予防接種を受ける＞

- ◆予診票については、滞在先の市町村の指定された様式を使用する場合がありますので、事前に確認しましょう。
- ◆医療機関で設定された料金を、お支払いください。
- ◆医療機関には、必ず母子健康手帳（接種者が子どもの場合）を持って行きましょう。

3) 予防接種で医療機関に支払った料金を請求する。

＜予防接種料金給付申請書及び請求書を記入＞

- ① 予防接種料金給付申請書兼請求書 ② 領収書（原本）
- ③ 接種済証明書（接種者が子どもの場合母子健康手帳）、④ 振込口座のわかるもの、
- ⑤ 印鑑を持参のうえ、接種日から 30 日以内に健康推進課へお越しく下さい。

市町村により、県外での予防接種対応が異なります。

“県外での予防接種” についての詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

（問い合わせ先）

鏡野町役場健康推進課
保健師 まで

電話（0868）54-2025

